

旭川大雪アリーナ使用料

冬 期 間

時間区分			午 前	午 後	夜 間	全 日	早朝・深夜等	
			9 時 ~ 1 2 時	1 3 時 ~ 1 7 時	1 8 時 ~ 2 1 時	9 時 ~ 2 1 時	1 時間当り	
使用区分			平 日	土・日・休日	平 日	土・日・休日	平 日	土・日・休日
			専 用 使 用	多 目 的 ア リ ー ナ	アマスポ	35,280	47,040	35,280
42,330	56,440	42,330				169,320	14,110	
展示会等	123,480	164,640			123,480	493,920	41,160	
	148,170	197,560			148,170	592,680	49,390	
興音楽	264,600	352,800			264,600	1,058,400	88,200	
	317,520	423,360			317,520	1,270,080	105,840	
多 目 的 ル ー ム	2,670	3,560		2,670	10,680	890		
	3,180	4,240		3,180	12,720	1,060		
会 議 室	540	720		540	2,160	180		
	630	840		630	2,520	210		

- 備 考
- 1 この表において「冬期間」とはアイススケート場として使用する期間をいい、「夏期間」とは「冬期間」以外の期間をいう。
 - 2 この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
 - 3 この表において「高校生」には高校生と同年齢の者を含む。
 - 4 この表において「早朝・深夜等」とは9時以前、12時から13時までの間、17時から18時までの間及び21時以降の時間をいう。
 - 5 一月券は、当該券を発行した日から起算して一月間使用することができる。
 - 6 シーズン券は、当該券を発行した年度の冬期間使用することができる。
 - 7 使用者が入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、この表に規定する額に1.5を乗じて得た額とする。
 - 8 アリーナを準備または撤去のために使用する場合の使用料は、この表に規定する額に(前項の場合は、同項の規定により算出した額)0.5を乗じて得た額とする。
 - 9 附属設備以外の電気器具を使用した場合は、電気料金の実費を徴収する。
 - 10 専用使用における使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。